電気通信大学特別研究学生規程

制定 平成3年4月1日 最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第66条第2項の規定に基づき、特別研究学生の 取扱いについて定めるものとする。

(大学間協議)

第2条 特別研究学生に係る他の大学院との協議は、大学院情報理工学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学長が行うものとする。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(出願手続き)

第4条 特別研究学生を志望する者は、所定の書類を添えて所属する大学院を通じて学長 に願い出なければならない。

(選考)

第5条 特別研究学生の選考は、教授会で行う。

(入学の許可)

- 第6条 前条の選考に合格した者について、学長は入学を許可する。
- 2 前項の規定により入学を許可した者には、所属する大学院を通じて通知する。 (受入期間)
- 第7条 特別研究学生の研究指導を受託する期間は、1年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在籍する特別研究学生は、研究の状況により、当該学生の所属する他の大学院からの申請に基づき、教授会の議を経て、その延長を許可することができる。

(指導教員)

- 第8条 特別研究学生には、研究事項に応じ指導教員を定める。
- 2 特別研究学生は、指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講し、並びに研究室責任者の承認を得て、研究室 備付けの機械器具を使用し研究することができる。

(図書館の利用)

- 第9条 特別研究学生は、附属図書館長の承認を得て、図書館を利用することができる。 (修了)
- 第10条 特別研究学生は、その研究を終えたとき、研究の概要を記載した研究修了届を指 導教員を経て、学長に提出しなければならない。
- 2 研究を終えた者には、その証明書を交付することができる。 (研究指導状況報告書)
- 第11条 学長は、前条第1項の研究修了届を受理したとき、当該学生の所属する他の大学院の長に研究指導状況報告書により研究指導状況を報告する。

(検定料及び入学料)

第12条 特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

- 第13条 特別研究学生の授業料は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 特別研究学生が国立の大学院の学生であるときは、徴収しない。
 - (2) 特別研究学生が公立、私立又は外国の大学院の学生であるときは、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める研究生に係る額と同額とし、所定の時期に支払うものとする。ただし、当該大学院との間で授業料相互不徴収を内容とする協定が締結されている場合は、徴収しないものとする。

(支払済みの授業料)

第14条 支払済みの授業料は返還しない。

(実験、実習費)

第15条 実験、実習に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

(学則等の準用)

第16条 特別研究学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、大学院学生の 例による。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以後引き続き在学している特別研究学生の授業料の額は、この規 則による改正後の規則第12条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月16日)

- 1 この規則は、平成10年12月16日から施行し、平成10年11月2日から適用する。
- 2 平成10年度内の入学者に係る特別研究学生の授業料の額は、この規則による改正後の規則第12条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月13日)

1 この規則は、平成12年12月13日から施行し、平成12年11月1日から適用する。

2 平成12年度内の入学者に係る特別研究学生の授業料の額は、この規則による改正後の規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年4月1日規程第83号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第56号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第42号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第90号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月13日規程第34号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。